

水道メーター(φ 13, 20, 25)修繕業務（単価契約）仕様書

令和 7 年度

1. 本仕様書は、明石市水道局が行う水道メーター(φ 13, 20, 25)修繕業務（単価契約）に適用する。
2. メーターは、次の法令、その他関連する関係法規並びに適用規格等による。
 - (1) 計量法（平成 4 年法律第 51 号(改正令和 4 年 6 月 17 日)。以下「法」という。）及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年 10 月 26 日通商産業省令第 70 号（改正令和 5 年 7 月 24 日））とする。
 - (2) 水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号（改正令和 4 年 5 月 27 日））に定める厚生労働省令（平成 9 年 3 月 19 日省令第 14 号（改正令和 2 年 3 月 25 日））「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定める基準に適合しなければならない。
 - (3) 日本工業規格及びその引用規格（最新版を適用する。）
 JIS B 8570-1 （水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様）
 JIS B 8570-2 （水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用）
 JIS B 7554 （電磁流量計）
 - (4) その他関連する法令等
3. 前項の法令及び規則に改正があった場合は、その改正事項の確認並びに取扱について本市と協議すること。
4. 修繕前メーターの受領及び、修繕後メーターの納入は、本市が指定した日時で行うものとし、その日時等は厳守すること。
5. メーターの修繕の予定個数は、下記のとおりである。

令和 7 年度計画

口径(*)	修繕予定個数
13 mm	5,800
20 mm	15,500
25 mm	300

*「口径」とは、接続する給水管の呼び口径をいう。

6. 修繕するメーター種類は、下記のとおりとする。

口径	種類	全長(mm)	指針表示形態	分類	接続ネジ・フランジ
13 mm	接線流羽根車乾式	165	アナログ、デジタル併用	流速式	上水ネジ
20 mm	接線流羽根車乾式	190	アナログ、デジタル併用	流速式	上水ネジ
25 mm	接線流羽根車乾式	225	アナログ、デジタル併用	流速式	上水ネジ

7. 計量特性

$$Q3/Q1=100$$

単位：m³/h

口 径	13 mm	20 mm	25 mm
定格最小流量：Q1	0.025	0.04	0.063
転 移 流 量：Q2	0.04	0.064	0.1008
定格最大流量：Q3	2.5	4	6.3
限 界 流 量：Q4	3.125	5	7.875

8. 修繕する製造メーカーは、下記のとおりとする。
- (1) 愛知時計電機株式会社
 - (2) 株式会社金門製作所（アズビル金門株式会社）
 - (3) 株式会社阪神計器製作所
 - (4) リコーエレメックス株式会社
 - (5) 柏原計器工業株式会社
 - (6) 東洋計器株式会社
 - (7) 大阪機工株式会社（大豊機工株式会社）
 - (8) 明治時計株式会社
 - (9) 株式会社ニッコク
9. 修繕回数は、月 1 回（年間 12 回）を標準とし、納期は、それぞれ 30 日以内とする。また、メーター在庫数が検満取替や異常気象等の事情により不足する場合には、別途納期を指定する場合がある。
10. 修繕後メーターは法令に定める全ての基準に適合し、かつ検定検査に合格したもので、下記の条件を満たすものであること。
- (1) 計測範囲内のどの流量においても計量が正確であること。
 - (2) 微小流量に対しても敏感に計測できるメーター感度を有していること。
 - (3) 広範な水使用に適応できるように、器差内で測定できる流量範囲が広く、器差変動が少ないこと。
 - (4) 長期にわたる計量精度、感度等の諸性能を維持できる耐久性に富んでいること。
11. 前項各号の基本性能の向上を図るため、メーター設計の変更を行う場合は、必ず本市と協議のうえ、その承認を受けること。
12. 同品種のメーター部品は、互換性があり、均一な材料で製作すること。
13. メーター本体には、修繕業者ではなく、製造会社の商号又は商標を浮き出させること。
14. メーターの番号は、本市が指示する番号を、蓋表面番号と上ケースの位置に刻印を鮮明に打刻すること。また、本市が修繕前のメーター番号の打刻を指示した場合はそれに従うものとする。なお、メーター番号の前には明石市水道局マークを刻印すること。
15. 口径 25 mm 以下のメーター上蓋は、明石市水道局マークのある指定のターンカバーとすること。
16. メーター上蓋の色は、社団法人日本塗料工業会の色標番号「A69-50T」、またはその類似色とする。
17. 表示部には、納入メーカーの商号又は商標を明示すること。また、数字（ m^3 ：単位）は、黒地に白色とすること。
18. 修繕前メーターの外部に傷がある場合は、その部分を研磨して補修材をもって補修すること。
19. メーターの外表面塗装は、無塗装とし、鉛の浸出等に関する基準に適合するように対応し、酸化や錆等の防止措置を施すこと。
20. メーター内面塗装については、鉛の浸出等に関する基準に適合するよう対応すること。
21. メーターの検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。
- (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
 - (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印（(3)によるものを除く）
 - (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による）
22. 修繕したメーターは、外部を除いて全て新品であること。
23. 検定不合格で外部の損傷が激しいため、廃棄する必要があるメーターが発生した場合は、速やかに本市に連絡し、その指示に従うこと。

24. メーター納入は、取付ネジ部にキャップを取り付けた状態で、口径 40 mm以下はメーター番号順に整理して、プラスチック製収納箱に納めて納入すること。
25. メーターの納入運搬は、衝撃を与えないよう注意し、又、取付ネジ山を損傷させないように充分注意すること。
26. 口径毎の 1 箱当りの収納数は、下記のとおりとする。

口径	個数
13 mm	15
20 mm	10
25 mm	9

27. メーターの納入場所は、次のとおりとする。
- 所 在 地 明石市大道町 1 丁目 11 番 1 号
- 事業所名 明石市水道サービスセンター内 水道メーター検査場
28. メーター納入時に、水道メーター検査合格証明書を 2 部提出すること。
29. メーター納入時に、別紙で指定する形式の電子納品データを送品すること。
30. メーター接続のパッキンとして、材質を合成ゴム (NBR)、JIS K 6353 水道用ゴムⅢ類硬度 (HS) 80 相当のものを、メーター 1 台あたり 2 枚、メーターとあわせて送品すること。
31. メーター納入後は、速やかに修繕個数と契約単価との積算額を請求すること。
32. 納入メーターを給水装置に設置して、1 年以内に故障等の不都合が発生した場合は、その原因分析及び取替のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。
33. 本修繕業務の契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
34. 令和 7 年度における新品メーター購入価格が、今回契約修繕単価を下回った場合は、今回契約単価について協議するものとする。
35. その他明石市水道条例、同施行規程等関係規定を遵守すること。
36. 疑義があるときは、入札前に協議解決し、決定後の異議は一切認めない。本仕様書その他に疑義が生じた場合は、全て本市の解釈によるものとする。
37. 受領したメーターのうち本市が別に指定するメーター番号については修繕不要につき分別し返却すること。

以 上

【別紙】電子納品データ形式 （仕様書 30. 関係）

ファイル名 ：任意

ファイル形式：Excel 形式又は CSV 形式

No.	項目名	データ型	桁数	フォーマット	編集内容
1	納品区分	数値	1	9	1 （修理品）
2	口径	数値	3	999	口径を編集
3	メーター番号	数値	8	前ゼロなし	メーター番号を編集
4	メーカー	数値	2	99	（空白）
5	口径種別	文字列	1	X	（空白）
6	桁	数値	1	9	（空白）
7	材質	数値	1	9	（空白）
8	単価	数値	6	999999	（空白）
9	形式	数値	2	99	（空白）
10	規格	数値	1	9	（空白）
11	検満年月日	数値	6	西暦 YYYYMM	検満年月を編集
12	購入年月	数値	6	西暦 YYYYMM	（空白）
13	指針	数値	8	99999999	納品時指示数を整数で編集（1 m³未満は切り上げ）
14	備考	文字列	80		（空白）
15	形式	数値	1	9	（空白）
16	修理メーカー	数値	2	99	※
17	修理年月日	数値	8	西暦 YYYYMMDD	修理年月日を編集（検査日で可）

※「修理メーカー」について：委託業者決定後に本市の指定するコードを通知する。

業 務 費 内 訳 書

件名 水道メーター(φ13,20,25)修繕業務（単価契約）

口径（mm）	予定個数（個）	単 価（円）	小 計（円）
1 3	5,800		
2 0	15,500		
2 5	300		
合 計			

※ 合計額が入札書と一致しているか確認してください。一致しない場合や上記内訳表内の計算が一致しない場合、無効となります。

※ 契約予定者となった場合、上記の単価が契約単価となります。